

社会福祉法人妻有福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人妻有福祉会（以下「法人」という。）定款に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長および業務執行理事（以下「理事長等」という。）については、報酬及び賞与を支給することとし、旅費、交通費等は支給しない。
- (2) 理事長等を除く他の役員等（以下「他の役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与等は支給しない。

(理事長等の報酬等の算定方法)

第3条 理事長等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額

(他の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 他の役員等に対する報酬等の額は、報酬等の区分に応じて別表第3に定める額とする。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 理事長等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年12月とする。

2 他の役員等に対する報酬は、法人が要請した会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出

があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

2 旅費および交通費（日当は含まない）については、この規程に定めるものの他、職員旅費支給規程に準じて支給する。

附 則

1 この規程は、定時評議員会の議決の日から施行する。

2 社会福祉法人妻有福祉会役員等費用弁償支給規程(昭和58年3月24日議決)は、廃止する

別表 1 (第 3 条関係 : 理事長等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 10,000円
業務執行理事	月額 8,000円

別表 2 (第 3 条関係 : 理事長等の賞与)

役職名	報酬の額
理事長	報酬月額× 2 か月分
業務執行理事	報酬月額× 1.5 か月分

別表 3 (第 4 条関係 : 他の役員等の報酬)

役職名		日額
評議員		7,000円
理事		7,000円
監事	監事監査への出席	10,000円
	会議への出席	7,000円